

○清瀬市補助金適正化検討委員会運営要綱

平成29年2月28日訓令第11号
改正 令和2年10月22日訓令第73号

(目的)

第1条 この要綱は、市長の諮問に応じて各種団体及び個人に対する補助金（以下「補助金」という。）の適正化について調査及び検討をするために設置した清瀬市補助金適正化検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 補助金の継続、廃止、充実又は縮小等の見直しに関する事
- (2) その他補助金の適正化に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(設置期間及び委員の任期)

第5条 委員会の設置期間及び委員の任期は、第2条の規定による報告をしたときをもって終了する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月22日訓令第73号)

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。